

「岩沼市防災会議」の概要について

名称	岩沼市防災会議
目的・役割	<p>災害対策基本法及び岩沼市防災会議条例に基づき設置されるもので、本市における大規模災害等に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、国、県などの行政機関や民間の関係機関などとともに、総合的かつ計画的な防災対策を審議し推進することを目的としています。</p> <p>会議の役割は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の作成（見直し）及びその実施を推進すること ・市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること <p style="text-align: right;">など</p>
委員構成	<p>会長：岩沼市長 委員：35名（定数）</p> <p>【構成委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地方行政機関の職員（東北地方整備局、海上保安庁など） ・陸上自衛隊第22即応機動連隊 ・宮城県知事部局の職員 ・岩沼警察署 ・指定公共機関又は指定地方公共機関（東北電力、NTT東日本、ミヤコーバスほか） ・公共的団体に属する者（岩沼市医師会、岩沼市社会福祉協議会、岩沼市民生委員協議会） ・岩沼市教育委員会教育長、あぶくま消防本部消防長、岩沼市消防団長、岩沼市職員 ・自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者（東北大学災害科学国際研究所、岩沼市婦人防火クラブほか）
任期	委嘱の日から2年間
会議開催予定等	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催予定 年1～2回程度 2 会議時間等 1時間弱程度 3 会議場所 市役所庁舎内会議室を予定 4 会議内容 本市の防災に関する重要事項について審議
報酬等	1回につき6,400円
担当	岩沼市総務部危機管理課 危機対策係 岩沼市桜1丁目6番20号／0223-23-0356